

由布市告示第8号

平成27年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年2月19日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成27年2月26日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	溝口 泰章君
瀧野けさ子君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
生野 征平君	太田 正美君
工藤 安雄君	

○応招しなかった議員

なし

平成27年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成27年2月26日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成27年2月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員の所属変更の件
- 日程第4 議会運営委員会委員の補充選任
- 日程第5 議会活性化調査特別委員会委員の補充選任
- 日程第6 諸報告
- 日程第7 市長の施政方針
- 日程第8 請願・陳情について
- 日程第9 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第11 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第12 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第2号 由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第3号 由布市保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第15 議案第4号 由布市企業等立地促進条例の全部改正について
- 日程第16 議案第5号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第17 議案第6号 由布市行政手続条例の一部改正について
- 日程第18 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第10号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第11号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第12号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第24 議案第13号 由布市有林造林条例の一部改正について

- 日程第25 議案第14号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第26 議案第15号 市道路線（石武3号線）の認定について
- 日程第27 議案第16号 市道路線（石武4号線）の認定について
- 日程第28 議案第17号 市道路線（平林前線）の認定について
- 日程第29 議案第18号 由布市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第30 議案第19号 平成26年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議案第20号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第21号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第22号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第23号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第24号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第25号 平成26年度由布市水道会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第26号 平成27年度由布市一般会計予算
- 日程第38 議案第27号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第28号 平成27年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第29号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第30号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第42 議案第31号 平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第43 議案第32号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第44 議案第33号 平成27年度由布市水道事業会計予算
- 日程第45 予算特別委員会の設置

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員の所属変更の件
- 日程第4 議会運営委員会委員の補充選任
- 日程第5 議会活性化調査特別委員会委員の補充選任
- 日程第6 諸報告
- 日程第7 市長の施政方針
- 日程第8 請願・陳情について

- 日程第9 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第11 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第12 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第2号 由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第3号 由布市保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第15 議案第4号 由布市企業等立地促進条例の全部改正について
- 日程第16 議案第5号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第17 議案第6号 由布市行政手続条例の一部改正について
- 日程第18 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第10号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第11号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第12号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第24 議案第13号 由布市有林造林条例の一部改正について
- 日程第25 議案第14号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第26 議案第15号 市道路線（石武3号線）の認定について
- 日程第27 議案第16号 市道路線（石武4号線）の認定について
- 日程第28 議案第17号 市道路線（平林前線）の認定について
- 日程第29 議案第18号 由布市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第30 議案第19号 平成26年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議案第20号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第21号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第22号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第23号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第24号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第25号 平成26年度由布市水道会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第26号 平成27年度由布市一般会計予算

- 日程第38 議案第27号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第39 議案第28号 平成27年度由布市介護保険特別会計予算
日程第40 議案第29号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第41 議案第30号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計予算
日程第42 議案第31号 平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第43 議案第32号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
日程第44 議案第33号 平成27年度由布市水道事業会計予算
日程第45 予算特別委員会の設置

出席議員 (19名)

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
10番 小林華弥子君	11番 新井 一徳君
12番 佐藤 郁夫君	14番 溝口 泰章君
15番 渕野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
19番 生野 征平君	20番 太田 正美君
21番 工藤 安雄君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (3名)

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	加藤 淳一君	総務部長 ……………	相馬 尊重君

総務課長	梅尾 英俊君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	溝口 隆信君	監査・選管事務局長	松田 伸夫君
会計管理者	森山 金次君	産業建設部長	生野 重雄君
健康福祉事務所長	衛藤 哲雄君	環境商工観光部長	平井 俊文君
挾間振興局長	柚野 武裕君	庄内振興局長	生野 隆司君
湯布院振興局長	加藤 勝美君	教育次長	日野 正彦君
消防長	甲斐 忠君	代表監査委員	土屋 誠司君

午前10時00分開会

○議長（工藤 安雄君） これより平成27年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、田中真理子さん、18番、利光直人君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（工藤 安雄君） 次に日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 常任委員の所属変更の件

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、常任委員の所属変更の件を議題とします。

産業建設常任委員の利光直人君から、教育民生常任委員に所属委員会の所属を変更したいとの申し出がありました。

お諮りします。利光直人君から申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

.....

午前10時01分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

休憩中に教育民生常任委員会の委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告をいたします。

教育民生常任委員会委員長利光直人君。以上のとおり、互選された旨報告がありました。

----- . ----- . -----

日程第4. 議会運営委員会委員の補充選任

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、議会運営委員会委員の補充選任を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の補充選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり利光直人君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の補充選任については利光直人君を選任することに決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第5. 議会活性化調査特別委員会委員の補充選任

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第5、議会活性化調査特別委員会委員の補充選任を議題とします。

お諮りします。議会活性化調査特別委員会委員の補充選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり渕野けさ子さんを指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会委員の補充選

任については瀧野けさ子さんを選任することに決定いたしました。

日程第6. 諸報告

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第6、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、記載のとおり佐藤友信議員と二ノ宮健治議員から辞職願いが提出され、佐藤議員は1月15日付で、二ノ宮健治議員は1月24日付で許可したことを報告いたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成27年第1回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことしております報告3件、議案33件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第であります。少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な報告を申し上げます。

由布市消防団に対しまして、年末夜警実施中の12月28日に、団員の皆様へお礼と激励のため本部巡回を行いました。各方面隊とも積極的な取り組みをいただいております。市民の安心・安全が図られたところでございます。

また、1月18日には、特別点検者として広瀬勝貞大分県知事をお招きいたしまして、消防団員の士気高揚と資質の向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。

次に、日出生台演習場にて、3年ぶりに開催されることとなりました米軍実弾射撃訓練につきましては、1月16日に大分県、由布市、九重町、玖珠町の四者による協議を大分県庁にて行いました。

1月19日には、四者協議会といたしまして九州防衛局に対し、迅速詳細な情報伝達と最大限の安全対策、それから訓練の縮小、廃止、短縮などを要望いたしました。あわせて由布市として、ゆふいん観光への影響を初め少しでも市民に迷惑が及ばないよう、夜間と休日の訓練自粛について強く要望したところでございます。

さらに、由布市民の安心と安全確保のため、1月20日に庁舎内に日出生台対策本部を、2月22日には演習場周辺自治区内に若杉連絡所を設けたところであります。

1月29日には、東京で開催されました日本クアオルト協議会設立総会に出席をいたしました。

協議会には、和歌山県田辺市、山形県上市市、石川県珠洲市、新潟県妙高市と由布市の5市の参加によりまして、質の高い滞在型健康保養地を目指すことを目的として協議会を設立したところでございます。

まち・ひと・しごと創生につきましては、地方創生関連2法案の成立を受けまして、1月20日に大分県まち・ひと・しごと創生本部が設立され、人口減少克服と地方創生への取り組みを、大分県と各市町村との連携により推進していくことが確認されました。

2月6日の第2回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議では、由布市における地方創生先行型と地域消費喚起・生活支援型の経済対策について考え方を示したところであります。

次に、5,000万以上の工事請負契約につきましては、行政報告に掲載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告をいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成26年第4回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。

それでは、第4回定例会審査分の請願・陳情の処理経過について御報告をいたします。

請願受理番号10、市道編入に関する請願について、庄内町柿原189番地1付近から柿原125番地付近までの里道の市道編入にかかる請願につきましては、産業建設常任委員会の意見を請願者に伝え、関係用地等の対応をお願いしているところでございます。

その対応が整った後、道路現況図を作成することとしており、その成果を受け市道認定議案を提案する予定でございます。

続きまして、陳情受理番号5、塚原全共跡地のメガソーラー建設に関連した陳情についてでございます。

陳情の内容は、塚原全共跡地で計画されているメガソーラー事業の実施に伴う排水路整備計画の地元説明会の開催及び全共跡地に隣接する山地が崩壊土砂流出危険区域に指定されていることから、土砂災害に対する地域住民の安全の確保を求めるものです。

説明会の開催につきましては、既に排水路整備用地貸付承認をする際、工事着工前までに地元説明会を実施するよう強く要望をいたしております。

具体的な日程につきましては、事業者と協議をしているところでございます。

また、排水路整備計画につきましては、あらゆる角度から慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 請願陳情の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議会議長、溝口泰章君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（溝口 泰章君） おはようございます。由布大分環境衛生組合議会の溝口でございます。平成27年第1回由布大分環境衛生組合議会が開催されましたので、その概要について以下御報告申し上げます。

日時は、平成27年2月6日午後2時から開催されました。会期は1日間でございます。場所は組合会議室。出席議員8名全員。また、議会にかかわりました事件につきましては表記のとおり5件であり、その審査結果ですが、まず第一に、報告第1号野津原地区一般廃棄物ごみ収集運搬業務委託契約の締結について。

この野津原地区一般廃棄物ゴミ収集運搬業務委託入札を行いました結果、株式会社環境整備産業が6,816万円で落札したことの報告がありました。

次いで、報告第2号平成26年度定期監査報告がありました。監査委員大塚裕生氏から、平成27年1月20日定期監査を行ったとの報告があり、監査意見として、関係帳簿は整備され問題のないこと、また27年度には、退職する職員3名を再任用し、不足するごみ収集部門の民間委託を行う予定とのことでした。

それについて、地域住民が安心・安全に生活する上でし尿処理、ごみ収集は重要な労務であるため、十分検討するよう意見を付した旨の監査報告がなされました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求める平成26年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてですが、人事院勧告に基づく制度改革による給与、職員手当の増額によるものであります。

組合給与条例が由布市条例を準用して、その由布市条例が12月17日に可決したため、給与の年内支給に対し組合議会を開催する時間的余裕がなかったことで先決となったものです。

慎重審査の結果、全員の賛成で承認いたしました。

次の議案第1号平成26年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）ですが、内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万4,000円を追加し、予算総額を6億8,922万円と定めるものです。

歳入は、大分市のごみ袋の有償化に伴う負担金が増加したことによるものであり、歳出は一般廃棄物資源ごみ収集運搬委託料の減額、し尿処理施設の整備委託料が入札減による減額というものであります。

慎重審査の結果、全員の賛成で可決いたしました。

最後に、議案第2号平成27年度由布大分環境衛生組合一般会計予算ですが、予算総額は6億

6,434万5,000円で、前年対比0.75%、494万9,000円の増額予算となりました。慎重審査の結果、全員の賛成で可決いたしました。

なお、各案件、あるいは詳細資料につきましては私の手元にあります。ご覧になりたい方はどうぞお申し出ください。

以上で、平成27年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会の概要報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、佐藤人已君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議員の佐藤人已です。

平成27年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をいたします。

会議結果、会議名は平成27年度第1回大分県後期高齢者医療広域連合会定例会でございます。開会は平成27年2月23日、月曜日。会期は1日間。場所、大分県医師会館6階研修室でございます。出欠は全委員が出席しています。26名でございます。

続きまして、議案の説明をしていきたいと思っております。

議案第1号大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて、由川盛登委員が3月28日をもって任期満了になることから、引き続き広域連合の監査委員として選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでした。

議案第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号））、歳入歳出を4,202万3,000円を増額し、予算総額を1,808億894万9,000円とするもの。歳入では、財政調整交付金の増額が主なものでした。歳出では、市町村補助金の増額、平成26年10月27日付で専決処分をいたしました。

議案第3号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出を668万2,000円を減額し、予算総額を6億9,858万8,000円とするものでした。歳入では、市町村分担金の共通経費負担金を減額。歳出では、社会福祉総務費の特別会計への事務費繰出金を減額。

続きまして、議案第4号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）、歳入歳出を1億8,722万2,000円を減額し、予算総額を1,807億2,223万7,000円とするもの。歳入では、市町村負担金を減額。歳出では、総務費を減額。

続きまして、議案第5号平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、構成市町

村からの共通経費負担金と財政調整基金繰入金を主な財源としています。厳しい財政状況を念頭に、最小の経費で最大の効果を上げるよう、広域連合事務局の運営を行うことを基本に予算編成しました。

予算総額7億9,296万4,000円とするもの。歳入として、構成市町村からの事務費負担金を7億7,453万1,000円計上。歳出では、事務所借り上げ料と派遣職員27人分の人件費負担金等で2億4,332万7,000円、民生費の特別会計繰出金として5億4,352万1,000円を計上。

続きまして、議案第6号平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、医療費の伸びを考慮した上で、保険料の財源を確保することを基本に予算編成した。

予算総額を1,794億7,659万8,000円とするもの。歳入では、市町村支出金は構成市町村からの保険料等負担金と、療養給として273億9,196万5,000円を計上。国庫支出金は、療養給付費等負担金及び財政調整交付金等で600億1,196万9,000円を計上。歳出では、被保険者の窓口負担を除く療養給付費及び高額療養費等で1,731億6,006万7,000円を計上。

議案第7号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、平成27年度における保険料減額のための財源として当該基金を活用するため、所要の改正を行うもの。

以上7議案が上程され、すべての議案が全員一致で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） それでは、常任委員会調査研修報告をいたします。総務常任委員会委員長の佐藤人已です。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

調査事件、定住促進事業について。調査研修日、平成27年1月27日。調査研修地、福岡県大川市。調査研修者は私を初め副委員長の田中真理子さん、委員の野上安一さん、また鷲野弘一さん、廣末英徳さん、新井一徳さんで、随行は江藤次長でございました。

中にいろいろと書いていますけれども、研修のまとめをさせていただきます。

現在は、由布市を含め全国で多くの自治体が定住促進事業に取り組んでいる状況があります。大川市も、定住事業の取り組みについては決して先行していないと説明がありました。そのかわ

り、遅れた分だけ先進地の取り組みを十分に参考にしているとのことでした。他市町村のいいところを研究し、最も大川市に効果がありそうな事業を取り入れているとのことでした。昨年当選した若い市長も、急激な人口減少に危機感を募らせており、積極的に企業誘致に努め、定住促進事業に取り組む姿勢を示しているようです。

由布市も庄内町を中心にして、人口減少に歯止めがかからない傾向が続いており、今後の明るい展望が見通せない状況です。由布市にとって何が最善の定住促進事業であるかは断定はできませんが、あらゆる可能性を排除せずに危機感を持って、できる限りの事業に早急に取り組まなければならないと感じた研修でした。

以上で研修報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議会運営委員長、生野征平君。

○議会運営委員長（生野 征平君） 議会運営委員長の生野征平でございます。閉会中の委員会調査研修報告を行います。

議会運営委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいたします。

日時、平成27年1月22日同じく23日の2日間でございます。視察研修地は福岡県うきは市議会、福岡県筑後市議会。研修内容につきましては、決算（予算）特別委員会の運営についてでございます。参加委員は記載のとおりでございます。視察研修の概要については下記のとおりです。

調査研修対象地の対応につきまして、福岡県うきは市は市議会から議長岩佐達郎氏、副議長高山としえさんの出席をいただきました。議長から大変手厚い歓迎の御挨拶をいただきました。それから副議長の高山としえさんですけれども、女性の方ですけれども大変行政に精通されております。いろいろと有意義な意見交換ができたところでございます。事務局は、局長、係長の対応でございます。

それから次に、福岡県筑後市ですが、議長の原口英喜さんは不在でございまして、歓迎のメッセージをいただきました。事務局は、局長ほか係長の対応でございました。

研修の概要について全て報告をしたいんですが、これ全部読みますと30分以上かかりますので、大変時間をとりますのでぜひ御一読をお願いしたいと思います。また、お尋ねのことがありましたら後でお答えをしたいと思います。

それでは、ずっと飛ばしまして最後の研修のまとめについて報告をしたいと思います。

由布市議会では、これまで予算決算については常任委員会に分割付託を行ってまいりました。より詳細で丁寧な審査が可能なことから、委員会方式をとってまいりました。しかし、議員全員が予算全体を把握できないという問題点や、議案、予算を含めて不可分の原則から分割付託の違

法性を指摘される声もあり、昨年9月に決算特別委員会を初めて設置いたしました。

初めての特別委員会だったために、議会側、執行部とも多少問題が残ったところでございます。今回の研修で決算特別委員会の運営実務について、多くのことを学ぶことができました。

隣の県ですけれども、市議会であってもやり方が随分違っておるということも確認できました。うきは市では、午前9時から開会して夕方、これは6時7時までというようなお話も聞きました。丸5日間の決算審査を行っておりました。

一方、筑後市は10時開会で1日半で決算審査を終了しておりました。大分県内の市議会もほとんどが特別委員会を設置しておりますが、具体的な実施方法はいずれも少しずつ違っており、かならずしも同一のやり方ではありません。どの市議会のやり方がベストであるかということは一概には言えないんですが、由布市議会では特別委員会の設置は他市に多少おくれをとりましたが、いろんなやり方を参考にしながら由布市にふさわしい、より効率的なより丁寧な審査方法を確立することが急務であるというように感じた研修でございました。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議会広報編集特別委員長、甲斐裕一君。

○議会広報編集特別委員長（甲斐 裕一君） 議会広報委員会委員長の甲斐裕一でございます。特別委員会研修報告をいたしたいと思えます。

本特別委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり由布市議会規則第110条の規定により報告いたします。

日時は平成27年2月9日、1日です。視察先は福岡県古賀市。視察内容は議会だよりの編集について、議会広報を活用した議会の情報発信について、2件について視察をいたしました。参加人員は甲斐裕一ほか記載のとおりでございます。随行員として三重野鎌太郎事務局が随行していただきました。

調査研修の結果でございますが、まず古賀市は面積が42.11平方キロメートルで、人口5万8,373人という人口の密度の高い市でございました。

議会の運営についてちょっと報告いたしたいと思えます。

議員数は19名で、うち女性議員が6名となっております。現在、3名が欠員で16名による議会運営が行われておりました。ちなみに、議長、副議長、常任委員会委員の任期は4年間でございます。

古賀市の議会特別委員会は、常任委員会委員から3名と会派から3名の合計6人で行われておりました。そのうち女性が4名、男性が2人でございます。この中で一つ感心したのが、議長では議会当選以来ずっとやっているということを知り驚いた次第でございます。

古賀市の議会広報は、議会を充実させるための取り組みとして、市民に身近で親しみのある内

容にするために次の点に重点を置いて作成に当たっているということでございます。皆さん内容をごらんになっていただきたいと思いますと思っております。

スケジュールとして、編集作業は委員2人で1組となって市内各地へ出向いて取材する。そして責任を持って取り組むということをおられました。ここに書いておりますけど、2人1組で夜中まで取材に当たるというようなことを言っておりました。

余談であります、こういう定例会を問わず毎日のように各地を回るわけでございますので、昨年市議選がある中で自分たちは選挙活動もできず、取材に走り回っていたというエピソードも聞かれました。市民身近で親しみのある紙面として、市民のボランティア団体の活動を必ず毎回載せておるようであります。また、表紙の取材には子どもの優秀作品や動きのある生き生きとした写真が取り入れられ、市民からも好評を得ているようでありました。

ここで古賀市の広報委員会でございますが、編集を常任委員会に持って行こうではないかという取り組みがなされ、平成23年から取り組みが行われて条例改正案を提案しましたが、結果は10対9で否決されたとのことでございます。次期定例会では再度提出して、議長もおられることでございますので必ず常任委員会にはなると確信しているようにありました。

視察を終えて我々が気がついたことでございますが、今回の視察を終えて、古賀市議会の市民に対する議会情報の積極的公開や市民の行政参画促進のために議会報が大きな役割を果たしており、そのために編集委員が責任を持った編集作業を行っている姿が強く印象に残りました。議会編集委員による編集取材活動や取り組み、紙面のレイアウトの工夫の必要性を痛感させられました。今の由布市議会報が果たして市民の皆さんにどれだけ読まれているか、本当に親しみのある紙面となっているのか、考えさせられるばかりでありました。

結論として、一方的な情報発信の紙面となりがちな由布市議会報に比べ、古賀市議会報は広く市民の活動や意見を取り上げているところに違いがあると判明しました。やはり市民と議会の距離を近づけるためにも、まず市民が手に取りたくなる議会報となるよう工夫を重ねる必要があり、市民の目線に立った取材活動に取り組むことが大切であると我々一行肝に命じたところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 以上で閉会中の委員会の調査研修報告を終わります。

日程第7. 市長の施政方針

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第7、市長の施政方針をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成27年第1回由布市議会定例会の開会に当たり、平成27年度当初予算並びに諸議案の御審議をお願いするに際しまして、私の市政運営の所信と施策の概要の一端

を申し述べ、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

本年は、市制施行10周年という大きな節目を迎えるとともに、第1次総合計画の最終年度となることから、総合計画の基本理念である「融和・協働・発展」の「発展」に視点を置き、市民の皆様が安心して暮らしていける「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち」由布市を目指して、さらに全力で取り組んでいく所存であります。

平成27年度の概要に入る前に、特徴的な事項について御報告をさせていただきます。

まず、合併して10年を迎える本年、これまで挾間・庄内・湯布院の特色を活かしながら融和と協働に取り組んでまいりました。今後、さらに由布市として発展する契機となるようさまざまな10周年記念事業に取り組むとともに、10月には市民上げての記念式典を盛大に行いたいと考えております。

また、将来にわたって活力ある日本社会を実現するため、政府が示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地域住民生活等緊急支援のための交付金を積極的に活用するとともに、人口ビジョンの策定と今後5年間の目標や具体的な施策を取りまとめるため、政策課内に総合戦略担当室を設置し、「由布市版総合戦略」を作成いたします。

さらに、JR久大本線の前身である大湯鉄道が100周年を迎えることから、市政10周年事業の一環として昨年に続き「豊後大正ロマン街道・大湯鉄道物語」に関するイベントについて、大分市との連携を図りながら支援を行い広くPRを行うとともに、地域の活性化につながる取り組みを行ってまいります。

さて、平成27年度の具体的な取り組み概要につきましては、平成26年度に引き続き「行財政基盤の確立」「教育環境整備施策の推進」「農業振興施策の推進」「観光振興施策の推進」「健康立市施策の推進」「地域の安全・活性化施策の推進」「環境・景観施策の推進」を重点施策として位置づけ、予算編成をいたしたところであります。

まず1点目の「行財政基盤の確立」についてでございます。今後の市政運営を進める基盤となる第2次由布市総合計画を策定するとともに、合併特例債の適用期間の5年間延長を目指し、諸手続を進めてまいります。あわせて、本庁舎の増築改修工事に本格的に着手し、効率のよい行政組織の構築に努めてまいります。

また、消防本部庁舎、湯布院出張所の完成を目指すとともに、庄内出張所の庁舎建設に着手し、消防救急体制の充実を図り、市民ニーズに的確に対応できる体制を整えてまいります。

次に、「教育環境整備施策の推進」については、由布市の将来を担う子どもたちを守り育てるのは私たちの責任であり重要な使命であります。引き続き市単独での教員の加配を行い、全ての子どもたちが主体的に学習に取り組むことができるようにきめ細かな指導を行います。さらに、小学生を対象として平日の放課後や土曜など、学校のない時間帯を利用して子どもたちに学習の

機会を提供してまいります。

中高一貫教育の推進につきましては、引き続き由布高校への通学支援としてスクールバスの運行、通学費補助を行うとともに、乗り入れ授業の実施のための教員加配を継続いたします。いじめや不登校に親身に対応するため教育相談員を増員し、子どもや保護者に寄り添う支援を行い、就学指導や相談の充実を図り、円滑な就学を支援いたします。

5歳児健診の実施に伴いまして、障がいを持つ子どもに対する的確な就園・就学指導を行います。

「農業振興施策の推進」につきましては、由布市地産地消・特産品ブランド化推進協議会と連携して、農産物等のブランド化に取り組み、6次産業化の普及を促進します。農業の活性化、農地、農村の維持発展のために、就農志望者への支援を目的に技術や経営方法を学ぶための研修や農業を始めるための準備などを支援してまいります。

また、鳥獣害による農作物への被害は拡大しておりますことから、引き続き電気柵や鉄線柵の設置や集落全体の被害防止活動を支援してまいります。

「観光振興施策の推進」につきましては、由布市内には、毎年多くの交流者が訪れていただいております。このような方々に安らぎや癒しを感じていただき、由布市に来てよかったと思っただけのような、おもてなしの心をさらに広げてまいりたいと考えております。

そのために、観光新組織準備室を推進室に格上げし、平成28年度新組織設立に向け滞在プログラムの開発など滞在型・循環型観光の確立に向けた取り組みを推進してまいります。

さらにJRグループによるデスティネーションキャンペーンを積極的に活用し、インバウンド対策を含めて観光資源の磨き上げと情報発信の充実を努めてまいります。

また、市内消費向上のためプレミアムつき商品券の充実を図り、消費者の利便性向上及び市内での購買力の活性化を引き続き図ってまいります。

「健康立市施策の推進」につきましては、市民の皆様が住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるよう「健康長寿」と「生活の質の向上」をめざし、健康志向を高め、心身ともに健康な生活ができる保健、医療、福祉の体制を整えてまいります。

また、少子高齢化に対応して、子育て支援策として引き続き医療費の助成を行うとともに、10周年記念事業として、子育て給付金に加えて市単独の「子育て応援券」（商品券）を交付いたします。

健康立市推進事業といたしましては、健康マイレージ事業を引き続き行ってまいります。また、認知症対策として、住みなれた地域で安心して充実した生活ができるよう、認知症の人への効率的な支援を推進し、地域における支援体制の構築を図ります。また、総合相談窓口正規職員として臨床心理士を配置し、さらなる充実を図ってまいります。

「地域の安全・活性化施策の推進」については、子どもからお年寄りまで全ての市民の皆様が、いつでも安心・安全に暮らせるまちの実現は重要な課題であります。高齢化が進んだ自治区に移住し、生活支援や草刈り、見守り活動を行っていただくため、田舎でくらし隊事業を見直して、新たに地域おこし協力隊事業として実施いたします。

また、市内での空き家対策が急務となっておりますが、空き家の有効活用として移住者に対して一定の基準により住宅のリフォームなどの助成を引き続き行い、由布市への移住促進の支援をまいります。

また、26年度に引き続き挾間地域における水資源調査や、未整備の地域に対して光ファイバーの敷設事業を行ってまいります。

さらに、人口減少の著しい庄内地域において、その対応策を具体的に検討してまいります。

「環境景観施策の推進」についてであります。由布市には由布岳や男池、由布川峡谷などの代表される多くの自然景観がありまして、市民の皆さんや由布市を訪れる人の心に癒しを与えてくれております。

このような自然景観は大切な財産であり、貴重な地域資源であります。この美しい由布市をこれからも守っていくために、関係団体と協力するとともに、合併処理浄化槽の設置の推進に努め、河川水質の保全を図り、美しい地域、誇りの持てる地域をつくってまいります。

なお、由布市を取り巻く経済状況は依然として厳しい状況にあります。さらに、平成28年度から更なる普通交付税の減額措置が始まることから、市民ニーズに即した施策の展開や事務事業の縮減、統廃合を検討し、事業手法の更なる工夫によりまして財源の確保、経常経費の削減に努めていく所存でございます。

議員各位を初め市民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、平成27年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 市長の施政方針が終わりました。

日程第8. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第8、請願・陳情についてを議題といたします。

議会事務局長より請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（秋吉 孝治君） それでは、最初に請願でございます。お手元に配付の請願文書表によりまして朗読をいたします。

なお、請願者の氏名、紹介議員の敬称につきましては、略させていただきます。

件名、市道への認定請願について、請願者、由布市庄内町小原、小原区長林保則ほか1名、紹介議員、鷺野弘一、佐藤人巳。

次に、件名、小松寮民営化の中止を求める請願書、請願者、由布市立小松寮保護者会会長武田康治、紹介議員、工藤俊次。

次に、件名、ゆふいん放課後児童クラブの拡充について、請願者、由布市湯布院町川上3757-1、第一ゆふいん児童クラブ保護者会会長日野真文ほか3名。紹介議員、溝口泰章、小林華弥子、長谷川建策、廣末英徳、野上安一、太田洋一郎。

続きまして、陳情でございます。件名、特定秘密保護法の見直しを求める意見書採択に関する陳情書、陳情者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇、湯布院九条の会代表溝口和香子。

次に、件名、老朽水道管更新は最優先課題、大至急、財源確保しましょう、陳情者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇、谷千鶴ほか1名。

最後に、件名、地域コミュニティ事業とあわせて、テレワークを始めましょう、陳情者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇、谷千鶴ほか1名。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいまの請願3件、陳情3件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

日程第9. 報告第1号

日程第10. 報告第2号

日程第11. 報告第3号

日程第12. 議案第1号

日程第13. 議案第2号

日程第14. 議案第3号

日程第15. 議案第4号

日程第16. 議案第5号

日程第17. 議案第6号

日程第18. 議案第7号

日程第19. 議案第8号

日程第20. 議案第9号

日程第21. 議案第10号

日程第22. 議案第11号

日程第23. 議案第12号

日程第24. 議案第13号

日程第25. 議案第14号

日程第26. 議案第15号

日程第27. 議案第16号

日程第28. 議案第17号

日程第29. 議案第18号

日程第30. 議案第19号

日程第31. 議案第20号

日程第32. 議案第21号

日程第33. 議案第22号

日程第34. 議案第23号

日程第35. 議案第24号

日程第36. 議案第25号

日程第37. 議案第26号

日程第38. 議案第27号

日程第39. 議案第28号

日程第40. 議案第29号

日程第41. 議案第30号

日程第42. 議案第31号

日程第43. 議案第32号

日程第44. 議案第33号

○議長（工藤 安雄君） 次に、本定例会に提出されました、日程第9、報告第1号から、日程第11、報告第3号までの報告3件、日程第12、議案第1号から日程第44、議案第33号までの議案33件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由の御説明をいたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告3件、議案33件でございます。

まず、報告第1号専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により自転車に損害を与えたこ

とによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条2項の規定により報告するものであります。

報告第2号例月出納検査の結果に関する報告についてと、報告第3号定期監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、議案第1号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正や廃止を行うものであります。

議案第2号由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、一般職から特別職にかわる教育長に対し職務専念義務が課せられたことから、さらにその特例等について定めるものであります。

議案第3号由布市保育の実施に関する条例の廃止については、子ども・子育て支援法及び同施行規則で保育所等を利用できる基準が定められ、条例で規定する必要がなくなったため、条例を廃止するものであります。

議案第4号由布市企業等立地促進条例の全部改正については、若者世代の就労の場の確保とともに地域の活力向上につなげ、人口減少社会や都会への一極集中化に歯止めをかけるため、本市への企業進出をより促し、立地環境の条件整備を拡大する条例の制定を行うものであります。

議案第5号由布市情報公開条例の一部改正については、独立行政法人通則法の一部改正により条文の整備をするものであります。

議案第6号由布市行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部が改正され、行政指導の中止等の求めなどの規定が設けられたことに伴い、条例の整備をするものであります。

議案第7号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、合併以降の厳しい財政事情に鑑み、特例期間を設けて給料の減額措置を行ってきたところではありますが、引き続き厳しい財政状況が予想されることなどから、本年4月から来年3月末日までの間、市長は10%、副市長、教育長は7%の減額措置をするものであります。

議案第8号由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、行政職給料表の水準引き下げや災害など緊急の対処等で、平日、深夜における管理職員特別勤務手当の拡充などの見直しを行うものであります。

議案第9号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、合併以降の厳しい財政事情に鑑み、特例期間を設けて減額措置を行ってきたところではありますが、引き続き厳しい財政状況が予想されることなどから、本年4月から来年3月末日までの間、給料月額を平均で4.5%の減額措置を行うものであります。

議案第10号由布市介護保険条例の一部改正については、平成27年度から介護保険制度が第6期に入りますことから、第6期介護保険事業計画の策定と介護保険法施行令の改正に伴い、新たな介護保険料の額等を定めるものであります。

議案第11号由布市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険財政の健全化を図るために国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額を改定する必要が生じたものであります。

議案第12号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてと議案第13号由布市有林造林条例の一部改正については、法律の一部改正により条文の整備を行うものであります。

議案第14号由布市道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の改正に伴い条例の一部改正を行うものであります。

議案第15号市道路線（石武3号線）の認定についてから議案第17号市道路線（平林前線）の認定については、請願採択による市道認定であります。

議案第18号由布市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議については、住民票等の交付を市町村間で相互に事務委託するおおいた広域窓口サービスを新たに平成28年3月1日から豊後高田市と行うことについて、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号平成26年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出にそれぞれ127万5,000円を増額し、予算総額を192億7,971万8,000円にお願いするものであります。

今回は、国が進めておりますまち・ひと・しごと創生事業として、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2つの交付金事業があり、その中には5か年計画を策定する総合戦略も含んだ対象事業を計上させていただきました。

主なものとしたしましては、歳入では市税の法人住民税については、景気状況から決算見込額を判断し減額しております。国県支出金の増額につきましては、まち・ひと・しごと創生事業の交付金の増によるものであります。

歳出では、事業費の確定並びに決算見込み等によるものでありますが、総合政策課や子育て支援課、農政課、商工観光課、学校教育課の増額は、まち・ひと・しごと創生事業によるものであります。

このほか民生費では、障がい福祉サービス費負担金の増、保育園運営費については、園児数の増加による増額となっております。衛生費では、簡易水道事業会計への繰出金が増額となっております。

繰越明許費につきましては、行政事務情報化推進事業など37件の追加と消防庁舎建設事業の

変更をお願いしております。

議案第20号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ4,080万2,000円を追加し、予算総額を45億2,220万7,000円にお願いするものであります。

歳出では、保険給付費の増額、共同事業拠出金及び保健事業費の確定に伴う減額、基金積立金の減額が主なものであります。

歳入では、療養給付費交付金及び前期高齢者交付金、県支出金、基盤安定繰入金の確定や保険税の減額が主なものであります。

議案第21号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出からそれぞれ4,699万円を減額し、予算総額を39億7,432万6,000円にお願いするものであります。

歳出では、介護給付費を減額するもので、歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額するものであります。

議案第22号平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ248万2,000円を追加し、予算総額を4億1,992万1,000円にお願いするものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳入では後期高齢者医療保険料の減額、基盤安定繰入金の確定による増額が主なものであります。

議案第23号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出からそれぞれ5,343万9,000円を減額し、予算総額を7億7,568万2,000円にお願いするものであります。

歳出では、設計委託料、工事請負費の減額が主なもので、歳入では簡易水道事業債の減額が主なものであります。

議案24号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ10万円を追加し、予算総額を1億2,944万5,000円にお願いするものであります。

指定給付を受けたことによりまして、洋式トイレへ改修するものであります。

議案第25号平成26年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算の収益的支出では、減価償却費を増額し、収益的収入では長期前受金を戻入し、営業外収益を増額するものであります。

資本的予算の抜本的支出では上水道施設費を減額し、資本的収入では企業債を減額するものであります。

議案第26号平成27年度由布市一般会計予算は、総額180億1,805万9,000円とな

り、前年度当初予算と比較しまして6億8,849万4,000円の減額、率にして3.7%の減となっております。

平成27年度当初予算の編成に当たりましては、平成27年度が最終年度となる由布市の第2次行財政改革大綱実施計画を念頭に、第1次由布市総合計画の総仕上げに向け、基本理念である「融和・協働・発展」の中の発展に視点を置いて予算編成を行いました。

総合計画の推進並びにその実現のための予算化については、由布市の目指す「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち」を目標とした、総合計画第3期実施計画に基づき市民サービスの充実を図るとともに、優先事業とされる子育て支援策や安全安心なまちづくり等に関する事業等、市民生活にとって重要でかつ緊急性の高い事業について予算化したところであります。

また、今後の発展戦略として必要な「行財政基盤の確立」、「教育環境整備施策」、「農業振興施策」、「観光振興施策」、「健康立市施策」、「地域の安全・活性化施策」、「環境・景観施策」の7つの施策について、重点的に予算配置をしたところであります。

平成27年度予算については、中学校の耐震化事業等が昨年度で終わりましたことや、3月補正予算においてまち・ひと・しごと創生事業に一部事業費を前倒しして計上いたしましたことから、昨年度当初予算と比較して減額となっております。

歳入では、前年度に比べまして市税は微減となっております。地方消費税交付金は、消費税率の改定により増額計上しておりますが、その分地方交付税が前年度から大幅な減額となっております。

繰入金につきましては、一般財源不足から財政調整基金からの繰入金を前年度より大幅に増やしております。また、事業に伴う特定財源の国庫支出金、市債については、事業費の関係から大きな減額となっております。

次に、歳出では、高齢化に伴う扶助費等、社会保障関連の経費の増が見込まれておりますことや、普通建設事業について、先ほど申しましたが、教育施設整備事業費等の補助事業費は減額となっておりますが、市役所庁舎や各消防庁舎の建設等、施工中の公共施設整備事業により、単独事業費は増額となっております。

さらに全ての公共施設を対象に、老朽化の状況や利用状況を始めとした公共施設の把握、分析を行い、廃止、統廃合等を含めた公共施設等管理計画策定のための予算を計上しております。

今後は、市民ニーズに即した施策の展開や事業の縮減、統廃合を実施し、事業手法についても工夫をするとともに、平成28年度から普通交付税の激変緩和措置により交付税の減額が予想されることから、財源の確保や経常経費の削減に努めていく所存であります。

また、継続費予算としての庁舎建設事業の1件をお願いをしております。

議案第27号平成27年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額48億7,669万

8,000円で、前年度当初と比較して6億8,854万6,000円の増額、率にして16.4%の増となっております。

増額の主なものは、歳入では共同事業交付金のうち、保険財政共同安定化事業が平成27年度から1件30万円以上80万円未満の対象医療費が1円以上に拡大されたことにより、交付金が増額となったものです。

歳出では、同事業の拠出金が増額となったことによるものであります。

議案第28号平成27年度由布市介護保険特別会計予算は、総額40億3,376万円で、前年度当初と比較して1億563万5,000円の増額、率にして2.7%の増となっております。介護給付費の増額が主なものであります。

議案第29号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億2,348万3,000円で、前年度当初と比較しまして743万1,000円の増額、率にして1.8%の増となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金が増額が主なもので、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第30号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額4億6,427万7,000円で、前年度当初予算と比較しまして3億4,789万2,000円の減額、率にして43%の減となっております。建設改良費の水道統合事業の減額が主なものであります。

議案第31号平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額9,990万9,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして25万9,000円の増額、率にして0.3%の増となっております。

歳出では、光熱水費の増額が主なもので、歳入では繰越金の増額が主なものであります。

議案第32号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、総額1億2,740万8,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして72万1,000円の減額、率にして0.6%の減となっております。

歳出では、公債費利子の減額が主なもので、歳入では一般会計からの繰入金が主なものであります。

議案第33号平成27年度由布市水道事業会計予算であります。由布市水道事業につきましては、業務の予定量を給水戸数9,130戸、年間総給水量316万8,200立米、1日平均給水量8,680立米にしております。

収益的予算では、収益的収入を5億9,016万5,000円、収益的支出を6億4,856万9,000円とするものであります。

収入の主なものは、給水収益4億5,514万8,000円、一般加入負担金2,261万

5,000円、一般会計補助金2,306万3,000円であります。支出は、維持管理に伴う営業費用として5億7,432万8,000円、営業外費用の企業債利息として6,123万3,000円が主なものであります。

資本的予算では、資本的収入を2億4,484万5,000円、資本的支出を4億5,334万円とし、収入額が支出額に対して不足する2億849万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

収入の主なものは、企業債1億9,080万円、一般会計補助金2,954万3,000円であります。支出は、請負工事費2億3,489万8,000円と、企業債償還金1億6,420万6,000円が主なものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第2号及び報告第3号について、代表監査委員より報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 代表監査委員の土屋でございます。

それでは、報告第2号について御報告申し上げます。報告第2号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成27年2月26日提出、由布市代表監査委員、土屋誠司。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成26年11月、12月、平成27年1月の例月出納検査を平成26年11月25日、12月25日、平成27年1月26日に、それぞれ実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する10月末、11月末、12月末の現金の在 high、出納状況でございます。

現金の in high、出納関係諸表等の係数の正確性の検証、現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしまして、資料の係数が諸帳票の係数と一致して、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第3号について御報告申し上げます。

報告第3号定期監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成27年2月26日提出、由布市代表監査委員、土屋誠司。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第199条第4項の規定により、平成26年度由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、平

成26年10月7日から11月7日まで監査を実施いたしました。

監査では、各課から提出された監査資料に基づき、帳票等の照合や証拠書類の確認を行うとともに、所属長と担当者からの聴取や質疑応答を行いました。出納書類につきましては、一般的に問題とされている事例を紹介いたしまして、適正な作成を促しました。

また、2ページに記載していますように、適正な法令の運用を行っているかなど4点を着眼点といたしました。事務事業ともにおおむね適正に管理されていると認められましたが、2ページに記載しています4点につきましては、改善の余地があると考えられます。

なお、さらなる市民サービスの向上のために、工事監査の実施と美術品リストの作成の2点を提起いたします。

また、出納事務の標準化を引き続き進めていっていただきたいと思っております。

なお、監査の中で職員の意見を聞いておりますと、専門的知識や経験も蓄積していくべきと考えておりますので、バランスのとれた組織づくりをすることを監査意見といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず報告第1号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。それでは、報告第1号をお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成27年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。平成26年12月18日に専決処分を行ったものでございます。

和解及び損害賠償についてですが、当事者はそこに記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、平成26年11月28日午前7時40分ごろ、由布市挾間町古野63番10地先の市道下原神林線において、市の管理瑕疵により市道に穴があいていたため、乙の子が運転する乙所有の自転車が通過した際に前輪が落下して、その自転車で損害を与えたものでございます。

和解条件として、市が過失割合を95%あることを認め、損害賠償額4万4,939円を支払うものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第1号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、議案第1号をお願いいたします。議案第1号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長は委員とは別に地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになり、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により特別職となります。また、常勤の職として規定されることになり、所要の条例改正を行うものでございます。

まず第1条ですが、由布市特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。新たに教育長の給料に関する条例について、審議の対象とするものでございます。

第2条では、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正で、教育長の給与額を新たに規定するものでございます。

また第3条では、教育委員会制度の趣旨に鑑みて、教育長の公務旅行についての命令権者を市長から教育委員会に委任するものでございます。

第4条では、この条例の根拠条例であります教育公務員特例法第16条第2項の規定が削除されることに伴いまして、教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止するものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日としております。しかしながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条により、改正法の施行日より前に任命された教育長が委員として任期中に限り施行日以降でも在任することができる。由布市の場合にはこれに該当いたしますが、その教育長が在任している間は教育長に関する部分のみ改正前の法律の規定が適用されます。

そのため、この条例の施行日は教育長が欠けた日または教育長の委員としての任期が満了した日の翌日に施行することとなります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第2号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（日野 正彦君） 教育次長でございます。議案第2号について詳細説明を行います。

議案第2号由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

裏面をごらんください。第1号でありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育長は常勤の特別職となります。したがって、職務専念義務が課されることになりまして、そのため職務専念義務の免除と職務専念義務の範囲となる勤務時間等について定める必要があります。

第1条については、その趣旨を定めております。

第2条において、職務専念義務の免除に関する規定を定めています。一般職とほぼ同内容について規定をしております。

それから、第3条においては、勤務時間や休暇に関する規定であります。由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるものとしております。

なお、教育長のこの条例に関する承認権者については教育委員会としております。

施行日につきましては、平成27年の4月1日としております。

先ほど議案1号でありましたように、経過措置については同様の措置をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第3号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。議案第3号をお願いいたします。

議案第3号由布市保育の実施に関する条例の廃止について、由布市保育の実施に関する条例を廃止する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。条例廃止の理由は、提案理由で申し上げましたとおり、子ども・子育て支援法及び同施行規則の施行により保育の実施に関する基準が示され、条例で定める必要がなくなったためでございます。

附則として、この条例の施行については平成27年4月1日からとしています。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第4号から議案第9号まで、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、まず議案第4号をお願いいたします。議案第4号由布市企業等立地促進条例の全部改正について、由布市企業立地促進条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。今回の由布市企業等立地促進条例の全部改正につきましては、助成制度等の整備拡充を図り本市への企業進出を促進するため、企業等立地促進条例の全部を改正するものでございます。

今回制定する企業立地促進条例は、全11条から構成をしておりますけれども、改正する主なものについて御説明を申し上げます。

まず第1条では、本条例を制定する目的、第2条では本条例の定義を定めております。

同条第1号の事業者に対する業種について、大分県が示す企業立地促進法に基づく優遇施策の対象業種に合わせた業務として、情報通信業等の拡充を今回いたしております。

第3条では、企業立地の申請・指定を定めております。

第4条では、指定の要件を定めておりますが、今回要件を緩和しております。

まず第1号では、新設に当たって投資額の要件を5億円以上ということにしていたものを、5,000万円以上といたしました。また増設等に当たっては、投資額の要件を1億円以上としていたものを2,700万円以上としております。

第3号では、新規雇用従業員者数の人数を新設に当たっては、15人以上としていたものを5人以上といたしました。また増設については、10人以上としていたものを1人以上としております。

次に第5条ですが、第5条では助成措置の拡充をいたしております。第2号では、設備投資額に対する助成措置を設けて、設備投資額の5%に相当する額に対して補助することとしております。

第3号では、企業用地の土地所得費に対する助成措置を設けて、所得費の5%に相当する額に対して補助することといたしております。

第4号では、新規雇用者に対する補助金を設けて、新たに雇用する従業員1人当たり20万円を補助することとしております。なお、この拡充の補助金につきましては、それぞれ1,000万円を上限として1回限りとしております。

この条例の施行日は、公布の日から施行するというふうにいたしております。

以上でございます。

次に、議案第5号をお願いいたします。議案第5号由布市情報公開条例の一部改正について、由布市情報公開条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。独立行政法人通則法の一部が改正されたことにより、特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人が設けられたことから、第7条第1項の文言を改正するものでございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日からとしております。

以上でございます。

次に、議案第6号をお願いいたします。議案第6号由布市行政手続条例の一部改正について、由布市行政手続条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

今回の改正は、国民の権利利益の保護充実のための手続整備のため、行政手続法が改正されたことによりまして同様の規定を設けるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明を申し上げます。新旧対照表をお願いいたします。

まず目次ですけれども、条項の追加等により改正するもので、第2条から第28条までは――目

次については条項の改正による改正です。

それから、第2条から第28条までは、常用漢字の改正によりまして公用文書において使えるようになった漢字を改正するものでございます。

それで、ずっとページをめくっていただいて第33条をお願いいたします。第33条第2項行政指導の方式として、行政指導をする際においてその根拠となるものを示すことを新たに設けたものでございます。

第34条の2として、行政指導を受けた相手方が法律または条例の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、中止を求めた措置を求めることができるように新たに設けたものでございます。

次に、第34の3では市民が法律に違反する事案があり、その違反に対して適正な行政指導がなされていないと思う場合に、適正な措置等をするように申し出ることができることを新たに設けるものでございます。

附則として、平成27年4月1日からの施行といたしております。

次に、議案第7号をお願いいたします。議案第7号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。改正の内容といたしましては、第1条の市長及び副市長の給料減額期間を平成25年12月1日から平成26年4月30日までとなっておるものを、平成27年4月1日から平成28年3月31日までと改正し、減額率を市長が100分の15を100分の10に、副市長が100分の10を100分の7に改正するものです。

第2条の教育長の給与についても市長副市長と同じ特例期間にして、減額を100分の10を100分の7に改正するものでございます。

次に、議案第8号をお願いいたします。議案第8号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。改正の内容につきましては、第20条第1項の中で臨時または緊急の必要、その他公務の運営の必要によりを、災害への対処、臨時または緊急の必要、その他公務の運営の必要によりというふうに改めるとともに、週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に勤務した場合を、週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日または週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって、正規の勤務以外の時間に勤務した場合というふうに改めまして、第2項第1号中100分の82.5を100分の75、第2号中100分の37.5を100分の35に改めるものでございます。

また、第5条関係の職員の給与月額を定めた表ですけれども、平成26年の人事院勧告による給与制度の総合的見直しによりまして、行政職給料表の水準を平均で2%引き上げる改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行します。ただし給料の切りかえに伴う経過措置として、施行日の前日から引き続き同一の給料表を適用を受ける職員で、給料月額が前日において受けていた給料月額に達しないことになるもの、つまり減額されるものについては平成30年3月31日まで3年間については給料月額及びその差額を支給するという事で、減額については3年間現給補償をするというふうにしております。

新旧対照表については、今申し上げた給料表の現行と改正案を掲載しております。下線を引いた部分が給料表の改正部分でございます。

それでは、議案第9号をお願いいたします。議案第9号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。改正の内容といたしましては、第2条を削除いたしまして、第1条の職員の給料減額期間を平成25年8月1日から平成26年4月30日までとなっておりますものを、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にいたします。

それと、5級、4級及び3級の職にあるものについては、その額に100分の4、2級及び1級の職にあるものについては、その額に100分の3を乗じて得た額ということになっておりますけれども、5級、4級にあるものについては100分の4、3級、2級及び1級の職にあるものについては100分の3を乗じて得た額に改正するものでございます。つまり、3級の職員については100分の4から100分の3に減額率が少し緩和されるということでございます。

なお、第2条を削ることから、見出し等の削除を行うものでございます。

施行日は平成27年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。先ほどの詳細説明で一部訂正をさせていただきたいと思っております。

議案第8号の職員の給与に関する条例の一部改正の中で、行政職給料表の水準を平均で2%引き上げると私が発言しました。これは給料表の水準を平均で2%引き下げるものでございますので、訂正させていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第10号及び議案第11号について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず議案第10号をお願いいたします。議案第10号由布市介護保険条例の一部改正について、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

今回の一部改正ですが、由布市第6期介護保険事業計画及び介護保険法施行令などの改正に基づき条例の一部を改正するもので、介護保険事業計画に基づく保険料並びに保険料の算定に当たり、低所得者への負担軽減を図るため、第5期から継続して多段階方式を採用するものでございます。

次のページ、新旧対照表をお願いいたします。

第4条で保険料を規定をしておりますが、保険料は所得区分に応じ第5期では3、4段階の特例を含め、現行9段階に区分しそれぞれ保険料を定めていますが、これを10段階に区分して保険料をそれぞれ規定をしています。

基準額となる保険料は、表の左側、上から4番目、現行で第4段階、年額7万2,804円、月額にして6,067円となっておりますが、今回の改正で表の右、上から5番目、第5段階が基準額となり年額7万1,880円、第5期より924円の減額、月額にすると5,990円、同じく77円の減額になります。

次のページになります。右、下段のほう、第4条第5項は所得区分の10段階を規定するための規定になっています。

次のページになります。右、下段のほう、本則の附則の12号介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置で、同事業については円滑実施のために平成27年10月1日から行うとしています。

附則として、第1条でこの条例の施行については平成27年4月1日からとし、第2条で経過措置を規定をしています。

10号は以上です。

次に、議案第11号をお願いいたします。議案第11号由布市国民健康保険税条例の一部改正について、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者

支援金分及び介護納付金、これは年齢によりますが、以上の3つの部分から構成をされていますが、それぞれにおいて所得割、均等割、平等割の合算額が世帯に課税される仕組みとなっています。

今回の一部改正の内容になりますが、ここ数年の医療費の伸びなどから、国民健康保険財政の持続的安定的な運営を図るため保険税率を改定するもので、医療給付費分においてまず第4条で所得割、現行9%を9.25%に、第6条で均等割、被保険者1人につき現行1万5,500円を2万2,000円に。（発言する者あり）

次のページになります。第6条の2で平等割、現行1万8,000円を2万円に。特定世帯については、現行9,000円を1万円に。特定継続世帯については、現行1万3,500円を1万5,000円に。

次のページになります。第22条の1号については、7割軽減に係る部分、2号については、次のページにかけまして5割軽減に係る部分、3号については、2割軽減に係る部分で、それぞれ改正するものでございます。

附則として、第1条でこの条例の施行については平成27年4月1日からとし、第2条で適用区分を規定をしています。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第12号から議案第17号まで、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第12号から議案第17号まで、続けて詳細説明を申し上げます。

最初に、議案第12号でございます。議案第12号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

当条例は、法令または他の条例に特別の定めがあるもののほか、地方自治法第227条の規定による特定の個人のためにする事務の手数料の金額等必要な事項を定めているものですが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、平成27年5月29日より施行されます。

この法律により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改称されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明を申し上げますので、2枚目のページをお開きください。

別表第7中、アンダーライン部分の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を鳥獣の保護及

び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改めるものでございます。

なお、施行日は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行日、平成27年5月22日と同日としております。

以上です。――すみません、5月29日です。

続きまして、議案第13号でございます。議案第13号由布市有林造林条例の一部改正について、由布市有林造林条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

当条例は、収益を分収する条件をもって民有林野及び共有財産に造林を行うことにより、国土の保全、森林資源の補足培養及び市有財産の造成を図ることを目的とするものですが、森林国営保険法等の一部を改正する法律が平成26年4月16日に公布され、平成27年4月1日より施行されます。

この法律により、森林国営保険法の題名が森林保険法に改称されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明を申し上げますので、2枚目のページをお開きください。

第7条中、アンダーライン部分の森林国営保険法を森林保険法に改めるものでございます。

なお、施行日は森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行日、平成27年4月1日と同日となっております。

以上で本件の説明を終わります。

続きまして、議案第14号でございます。議案第14号由布市道路占用料徴収条例の一部改正について、由布市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年2月26日提出、由布市長。

道路占用料につきましては、道路法第39条第2項の規定により、道路管理者である地方公共団体の条例で額等を定めることとされております。

本市の道路占用料は、従来より県道との整合性を図るため、県に準じ金額等を定めているところでございます。県では、平成25年政令第313号により道路法施行令の一部が改正されたことにより、このたび開催の大分県議会平成27年第1回定例会に大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を提出することとしております。この県の動向を受け、県と同じく平成27年4月1日から施行すべく由布市道路占用料徴収条例の一部改正案を提出するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明を申し上げますので、4枚目のページをお開きください。占用物件、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物、これは電柱等でございます。

また、次のページ、同第2項に掲げる工作物、これは水管、ガス管等でございますが、これを

初めほぼ減額となっております。

以上で説明を終わります。

次に、議案第15号でございます。議案第15号市道路線（石武3号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、石武3号線、起点、由布市湯布院町川北126番7地先、終点、由布市湯布院町川北2366番1地先。平成27年2月26日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面左上の市道前徳野岳本線接道部を起点として、図面右の市道八山線に通じる延長314.6メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

なお、本議案及び次に御説明いたします議案第16号の路線につきましては、平成26年第2回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

続きまして、議案第16号市道路線（石武4号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、石武4号線、起点、由布市湯布院町川北2380番地先、終点、由布市湯布院町川北2081番4地先。平成27年2月26日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面中央左の市道石武線接道部を起点として、図面中央の上、議案第15号提出の市道石武3号線に通じる道路で、延長113.5メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

続きまして、議案第17号市道路線（平林前線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、平林前線、起点、由布市庄内町庄内原414番1地先、終点、由布市庄内町庄内原823番1地先。平成27年2月26日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面中央下の国道210号接道部を起点として、図面中央上の県道東長宝西線に通じる道路で、延長91.4メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

なお、本路線は平成26年第1回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第18号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、議案第18号をお願いいたします。議案第18号由布市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、証明書等の交付等に係る事務を別記の規約により、豊後高田市との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平

成27年2月26日提出、由布市長。

次のページに、公布に係る事務の規約を添付しております。この議案については、既におおいた域窓口サービスとして大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、それと日出町、九重町、玖珠町、以上11市3町ともう既に委託業務を相互に結んでおりますが、今度豊後高田市とも相互に委託を行い、広域窓口サービスを行おうとするものでございます。

なお、施行は平成28年3月1日からとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第19号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。議案第19号につきまして説明をさせていただきます。

予算書に従いまして詳細を説明をさせていただきます。なお、補正予算書と一緒につけております3月補正予算書の概要も一緒に御活用ください。

それでは、補正予算書をご覧ください。議案第19号平成26年度由布市一般会計補正予算（第5号）、平成26年度由布市の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億7,971万8,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は第2表継続費補正による。

第3条、繰越明許費の追加及び変更は第3表繰越明許費補正による。

第4条、地方債の変更は第4表地方債補正による。

平成27年2月26日提出、由布市長。

それでは、1ページ目をお願いします。第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。今回の補正は年度末を控えての調整と、国が進めておりますまち・ひと・しごと創生に関連した事業を組み込んでおります。この交付金対象事業を推進した施策の補正を主にお願ひするものです。

補正予算の概要の交付金事業につきましては、補正予算の3ページに詳しく記載をしておりますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

次に、4ページをお願いいたします。第2表継続費補正です。これは、湯布院中学校の分についての1件のみであります。

次に、5ページから6ページにつきましては、繰越明許費の補正であります。この中には、先

ほど言いました地方創生型の予算12件を含めまして37件、それから変更につきましては1件ということであります。

次に、7ページにつきましては、地方債の補正ということで22件計上させていただいております。減額6,700万円ということであります。

それでは、9ページからあげてあります予算補正事項別明細書の歳入です。

歳入のうち、一般財源の歳入について御説明をいたします。

12ページの1款市税に書いてありますように、今回の補正につきましては、法人住民税が現在のような経済状況からと、今までの歳入を見て今回減額をしているところであります。

12ページ、下段の3款の利子割交付金から14ページの一番上の8款自動車取得交付税の交付金につきましては、今回確定した部分ということで増額減額の補正をお願いしているところであります。

15款の国庫支出金につきましては、地方創生事業が主なものとなっております。これからずっと県支出金までが同じであります。

15ページまでの分が——県支出金の増額についても地方創生分であります。

ずっといきまして、20ページをお願いいたします。上段の19款の繰入金、1億3,916万8,000円の減額につきましては、次ページ区分の2基金繰入金にあるように、当初予算のときに取崩しを行いました財政調整基金への戻しとなっております。これは国庫補助金や県補助金等が増加し、歳入が上回ったことによるものです。

一番下の段の22款市債の6,300万円の減額補正については、入札残等による事業費の確定によるものです。

続きまして、24ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

減額につきましては、入札減、それから事業実績、事業費の延期や縮小によるものということで割愛させていただきます。事業費の確定等によるものとなっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、人件費の2節給料から4節共済費についても、実績見込みに基づき調整を行っております。

以下、歳出の款ごとの説明については、増額の部分について説明をさせていただきます。

事業別説明の財源内訳欄の国県支出金と、その他の詳細説明の内訳は補正予算概要書に掲載しておりますので御参照ください。

それでは、28ページ、29ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費です。その中の1目企画費につきましては、右側の事業区分4由布市に住みたい事業から、次ページ8の総合戦略策定事業までが地域創生事業費の分となっております。

次に、38ページをお願いします。上段の3款民生費1項社会福祉費3目障がい者福祉費、事業区分2の自立支援事業の19節の負担金補助及び交付金の分です。障がい者福祉サービスの負担金が利用者や利用回数の増による増額となっております。23節の償還金につきましては、過年度の精算分による返納金となっております。

その下の4目国民健康保険事務費につきましては、国保会計への繰出金となっております。

次に、40ページをお願いします。下段の2項児童福祉費2目子育て支援費、20節の扶助費は、保育園児が増加したことによる保育所運営費の増額となっております。これに伴う財源のほうも補正をしているところであります。

次のページをお開きください。事業区分3の子育て応援券発行事業と、その下の4地域子育て支援づくり事業につきましては、地方創生事業によるものとなっております。

次に、48ページをお願いします。中段の4款衛生費3項の上水道費1目上水道施設費、事業区分の1の上水道施設費の3,007万9,000円は、湯布院町の2つの施設整備事業実施による簡易水道への繰り出しとなっております。

右の6これは——次に、56ページをお願いします。真ん中の商工費、7款商工費1項商工費2目商工振興費の右側の区分1プレミアム商品券発行支援、これも地方創生事業の1つとしております。

それと、その下の3目観光費の事業1のインバウンド受入環境整備、これも同じ内容となっております。

次に、60ページをお願いします。60ページの一番下、下段の9款消防費1項消防費1目常備消防費、それから右の事業区分1の消防庁舎建設事業につきましては、今回消防署の庄内出張所の庁舎建設に伴う、庄内庁舎の横にあります旧農業共済組合事務所の購入費となっております。

次に、64ページ、下段の10款教育費です。1項教育総務費3目教育指導費の右側の事業区分3の子どもの自立支援事業につきましても、地方創生事業によるものとなっております。

次に、70ページをお願いします。中段から下にかけて、12款公債費1款公債費の1目元金と2目利子につきましては、平成25年度の事業において事業の繰越が多くなり、借り入れが少なくなったことによる減額と、2目利子については、借入利子が当初見積もっていたより低率で借り入れができたということ等で減となっております。

次の72ページにつきましては、13款諸支出金2項基金費1基金費については、3のみらいふるさと基金事業、それから4のまちづくり支援自動販売機基金事業は、歳入のそれぞれの指定寄附を積み立てるものです。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第20号から議案第22号まで続けて詳細説明を求めます。

健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず議案第20号をお願いいたします。

議案第20号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成26年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,080万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,220万7,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年2月26日提出、由布市長。

事項別明細書、6、7ページをお願いします。まず歳入ですが、1款1項国民健康保険税は、収納見込みにより1目一般被保険者分、2目退職被保険者等分、ともに減額で算定をしています。

5款国庫支出金、次の8、9ページにあります。6款療養給付費交付金、7款前期高齢者交付金、8款県支出金、10款共同事業交付金、以上につきましては、変更申請や交付決定等による増減の調整をしています。

10、11ページにかけて、13款繰入金は歳出での給付費等の増額算定に伴い、1項他会計繰入金全体では増額をするものです。

次に、歳出ですが、12、13ページになります。1款1項1目一般管理費は、執行見込みにより減額。

14、15ページになります。2款1項療養諸費は、医療費の増加見込みに伴う増額となっております。

16、17ページになります。2項高額療養費についても同様となっております。

18、19ページ、下段のほうの3款後期高齢者支援金等は財源変更です。

20、21ページになります。5款老人保健拠出金、6款介護納付金までは納付額の確定によりそれぞれ減額しております。

22、23ページ、7款共同事業拠出金は、金額が確定したため減額。

8款保健事業費は26、27ページにかけてになりますが、事業実績見込みによる減額及び財源変更となっております。

9款基金積立金は、26年度県の特別調整交付金の交付決定により減額をするものです。

11款諸支出金につきましては、過年度の国庫、県費の返還金を計上しております。

20号は以上になります。

次に、議案第21号をお願いをいたします。

議案第21号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成26年度由布市

の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,699万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,432万6,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年2月26日提出、由布市長。

事項別明細書の6、7ページをお願いいたします。まず歳入ですが、1款の保険料、3款1項の国庫負担金、次の2項1目調整交付金、次の4款支払基金交付金、次の5款県支出金。

8ページ、9ページになります。7款1項一般会計繰入金。

以上につきましては、歳出の保険給付費の減額算定に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額をしています。

6、7ページに戻りますが、中ほど、3款2項3目介護保険事務費交付金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る補助金になっております。

次に、10ページ、11ページになります。歳出ですが、1款1項1目一般管理費13節委託料は、今説明をいたしました法改正に伴う電算システム改修に伴う委託料が主なもので、12、13ページになります。

2款1項1目介護サービス等諸費19節負担金については、保険給付費の最終的な年間必要見込額の算定により全体では減額になっていますが、サービス内容によりそれぞれ増額、減額をしています。

21号は以上です。

次に、議案第22号をお願いいたします。議案第22号平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成26年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,992万1,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年2月26日提出、由布市長。

事項別明細書6、7ページをお願いいたします。まず歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料は、収納見込み等により1目特別徴収では減額、2目普通徴収では増額で算定をしております。

3款繰入金は、事務費及び保険基盤安定繰入金額が確定したことにより増額をしています。

次に、8、9ページ、歳出になります。1款総務費は、執行見込みにより事務費を増額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金額の決定に伴い増額をしています。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第23号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第23号について詳細説明を申し上げます。

議案第23号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成26年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,343万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,568万2,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用ができる経費は第2表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。平成27年2月26日提出、由布市長。

内容につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款国庫支出金1項の国庫補助金1,585万9,000円の減額につきましては、塚原簡易水道施設更新工事の事業費減によるものでございます。

5款繰入金1項の一般会計繰入金3,007万9,000円及び2項基金繰入金268万2,000円の増額につきましては、市債借入額の減額等の補填によるものでございます。

7款諸収入2項雑入704万1,000円の減額につきましては、県工事の延期に伴う県補償金の減額によるものでございます。

8款市債1項市債の6,330万円の減額につきましては、当初予定しておりました下津々良簡易水道変更認可申請書作成業務及び水道料金算定業務の起債借入の減によるものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。10ページは歳出でございます。1款1項3目建設改良費、区分1、施設整備促進事業の15節工事請負費967万円の減額につきましては、県が事業主体でありますSACO農道工事に係る水道管移設工事及び県道庄内久住線改良工事に係る水道管新設工事が、道路工事のおくれにより次年度施工となったための減額が主なものでございます。

次に、区分2水道統合事業の13節委託料1,368万6,000円、15節工事請負費1,907万8,000円の減額等は、主に湯平簡水紫外線処理施設実施設計業務、塚原簡水塚原浄水場紫外線処理施設の施設工事等の入札による減額が主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第24号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。議案第24号をお願いいたします。

議案第24号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）、平成26年度由布市の健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,944万5,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年2月26日提出、由布市長。

事項別明細書6ページ、7ページをお願いいたします。まず歳入ですが、5款1項1目指定給付金につきましては、女子トイレ便器洋式化に伴う指定給付金でございます。

次に、8、9ページ、歳出になります。1款1項2目施設管理費11節修繕費につきましては、今御説明いたしました指定給付金の趣旨に沿い、女子トイレ便器を洋式へ取りかえる経費に充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第25号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第25号について詳細説明を申し上げます。

議案第25号平成26年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）、総則第1条、平成26年度由布市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成26年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目と補正予定額及び計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額7,924万7,000円、計6億1,709万円、支出、第2款水道事業費用、補正予定額9,144万7,000円、計6億9,520万5,000円。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条、本文括弧書き中不足する額2億291万6,000円を不足する額2億1,700万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億291万6,000円を過年度分損益勘定留保資金2億1,700万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように補正する。

裏面をお開きください。収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナス2,460万円、計1億7,294万4,000円、第4款資本的支出、補正予定額マイナス1,051万4,000円、

計3億8,994万6,000円、企業債の補正、第4条、予算第6条中起債の目的、上ノ原減圧槽拡張工事ほか4件の限度額を1,300万円ほか記載のように改める。

平成27年2月26日提出、由布市長。

内容につきましては、補正予算説明書で御説明させていただきます。5ページをお願いいたします。

5ページ、収益的収入でございます。1款水道事業収益2項営業外収益5目長期前受金戻り入れの補正7,915万9,000円の増額につきましては、地方公営企業会計制度の見直しにより補助金等で取得した固定資産に対するみなし償却制度の廃止に伴うものでございます。

次の収益的支出の2款水道事業費用1項営業費用5目減価償却費9,687万4,000円の増額につきましても同じく、地方公営企業会計制度の見直しによるものでございます。

また、2項営業外費用1目支払利息及び企業債取得諸費542万7,000円の減額につきましては、平成25年度に借りた企業債利率の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。資本的収入でございます。3款資本的収入1項企業債1目企業債2,460万円の減額につきましては、予算書2ページ、第4条企業債の補正に記載しております挾間浄水場耐震2次診断委託料減によるものでございます。

次に、4款資本的支出、1款建設改良費1目上水道施設費1,051万4,000円の減額につきましては、入札減によるものでございます。

以上で説明終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 各議案の詳細説明が終わりました。

なお議案第26号から議案第33号までの予算8件については、この後設置予定の予算特別委員会の中で詳細説明を求めます。

日程第45. 予算特別委員会の設置

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第45、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。議案第26号から議案第33号までの平成27年度会計予算8件については、19人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第33号までの平成27年度会計予算8件については、19人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいまの決定のとおり議案第26号から議案第33号までの8件について、会議規則第

37号第1項の規定により予算特別委員会に付託します。委員会での慎重審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時49分休憩

.....

午後1時49分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告をいたします。

委員長に太田正美君、副委員長に佐藤人已君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

----- . ----- . -----

○議長（工藤 安雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月3日午前10時から一般質問を行います。なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あすの正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時50分散会
